

小樽市自主防災組織育成推進要綱

平成28年10月13日 制定

(目的)

第1条 この要綱は、地域の防災活動を円滑に実施するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び小樽市地域防災計画に基づき、地域住民の自主防災組織の設置を促進し、その育成に関し必要な事項を定めるものとする。

(自主防災組織)

第2条 この要綱において、自主防災組織とは、日頃から災害に備えるとともに、災害時には被害を最小限に抑え、その拡大を防止すること及び避難誘導・救出救護等を行うことを目的として、町会又は自治会（以下「町会等」という。）の単位で自主的に結成した組織をいう。ただし、当該町会等の規模、活動地域の地形等に応じ、複数の町会等を単位として一つの自主防災組織を結成することができる。

(活動事項)

第3条 自主防災組織は、日頃から市並びに地域の消防団及び民生委員・児童委員と密接な連携をした上で、次に掲げる活動を行うものとする。

(1) 平常時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者の把握
- ウ 防災訓練の実施（参加）及び救護技術等の習得
- エ 一時避難場所の決定及び周知、避難経路の確認
- オ 必要な資機材、食料及び飲料水等の備蓄
- カ 市が実施する防災・減災活動への参加及び協力

(2) 災害時の活動

- ア 町会等の情報収集及び伝達
- イ 初期消火
- ウ 避難誘導
- エ 救出及び救護活動
- オ 要配慮者の安全確保
- カ 給食・給水活動等

(結成届出)

第4条 自主防災組織を結成しようとする者は、小樽市自主防災組織結成届出（様式第1号）及び次に掲げる書類等を添付し、市長に届け出るものとする。

- (1) 組織規約
- (2) 活動計画書
- (3) 組織図

(自主防災組織の役割分担)

第5条 自主防災組織の運営及び活動を維持するため、自主防災組織に代表者を置くものとする。

2 前項の代表者は、自主防災組織の活動を効率的に行うため、平常時から概ね次の班編成を可能な限り行うとともに、それぞれの班に班長等を置き、災害に備えるものとする。

- (1) 情報班
- (2) 消火班
- (3) 救出・救護班
- (4) 避難誘導班
- (5) 給食・給水班

(活動等の指導)

第6条 市及びその他の防災関係機関は、自主防災組織の活動について、その実効性を期するため、活動を自発的かつ計画的に行うよう働きかけるとともに、組織の活性化を図るように指導するものとする。

(訓練の実施)

第7条 自主防災組織は、自らの地域における防災訓練等を計画的に実施するとともに、市が主催し、または共催する防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の活動能力の向上を図るものとする。

(変更の届出)

第8条 自主防災組織は、第4条の規定により、市長に届け出た内容等に変更が生じたときは、小樽市自主防災組織変更届(様式第2号)を市長に届け出るものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月13日から施行する。